安全運転管理だより

令和５年８月

大分県安全運転管理協議会

〒870-0907
大分市大津町3丁目4-13
大分県交通会館

会長あいさつ

一般社団法人
大分県安全運転管理協議会
会長　福田　寛

会員各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素より交通安全活動にご尽力いただきますとともに、大分県安全運転管理協議会の運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、日本政府は、日本経済の先行きについて本年６月の月例経済報告の中で、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されると評価しながらも、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているとの見解を示しています。

また、日本銀行大分支店は、県内の景気について本年６月公表の「大分県内の景気動向」の中で、総論として、現状の景気を持ち直していると評価しながらも、その先行きについて海外経済やウクライナ情勢、エネルギー・原材料価格の動向等が、家計の消費マインドおよび企業の収益動向・資金調達環境・経営行動に与える影響などを注視していく必要があるとの見解を示しています。

新型コロナウィルスにあっては、本年５月８日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「５類」に引き下げられましたが、今後も、新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、社会経済に影響を与えるものと思われます。

ウクライナ情勢等を含め、こうした先行きが不透明な時代ではありますが、一日も早い日本経済・社会の安定化・活性化を切望するところであります。

ところで、昨年における大分県内の交通事故情勢等を振り返りますと、交通事故死者数にあっては、過去最少を２年連続塗り替えての32名でありました。その一方で、大分県内の安全運転管理者選任事業所が関係する交通事故を見ますと、選任事業所の職員が第一当事者となる交通事故死者数は、前年比で７名増加の９名という由々しき事態となっています。

また、県内の全交通死亡事故の事故形態等に目を向けますと、横断歩行中の事故が11件で全体の34パーセントを占めており、さらに、第一当事者の違反別死者数の内、前方不注視が８件で全体の25パーセントを占めているということから、横断歩行中の歩行者保護に弱点があるという実態が見えてきます。

当県協議会としましては、この実態を真摯に受け止め、選任事業所が当事者となる交通事故死者数ゼロを目指すため、まず、大分県で意識が低いとされる歩行者保護の意識向上を図ることを最重点目標に掲げ、講習等の機会を通じ、強く安全運転管理者等に働きかけを行いたいと考えております。

また、ご承知のとおり、令和３年６月28日、千葉県八街市の市道において下校中だった小学生の列に、飲酒した男性が運転するトラックが突っ込んで５人が死傷する痛ましい事故が起こりました。この悲惨な事故を契機に道路交通法施行規則の一部改正が行われ、安全運転管理者の義務としてアルコールチェックが追加された訳ですが、その義務化から１年以上が経過しました。また、アルコール検知器を使用してのチェックの義務化が施行延期となっています。

ここで起こり得る問題としましては、「現状のチェック方法の形骸化」「検知器の意図的な未購入」等が考えられます。そのため、当県協議会としましては、事業所に対する「厳格なアルコールチェックを行う職場環境の構築」及び「検知器によるチェックの前倒し」を二つ目の重点目標として掲げ、講習等の機会を通じ、強く働きかけを行いたいと考えております。

当県協議会は、本年度に掲げたこれら重点目標を果たすため、また、安全運転管理者制度が本来の機能を果たすため、最も重要な活動であります安全運転管理者等講習に力を傾注して参ります。

今年度の講習については、従来の対面型講習をメインとして年度内に昨年より３回増の合計37回実施し、さらに、昨年から本格的に導入しましたオンライン講習を７月実施の副安全運転管理者講習では１回増の２回行い、また、９月から11月にかけて実施の安全運転管理者講習では３回、２月から３月にかけて実施の補充講習では２回、それぞれ行う予定であります。

事業主の方には、安全運転管理者と副安全運転管理者の方にしっかりと講習を受講させていただき、事業所に勤めるすべての運転者が決して痛ましい事故の当事者とならないように、堅固な指導体制を構築されますことを切にお願い致します。

結びに、各事業所の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。

本部長ごあいさつ

大分県警察本部長
種田　英明

大暑の候、皆様方にはますます御壮健のことお慶び申し上げます。

また、平素から、警察業務の各般にわたり、御支援と御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、県下の交通情勢を見ますと、昨年は、交通事故死者数は32人と過去最少となり、発生件数及び負傷者数につきましても、皆様方を始めとする、交通安全活動に携わる方々の御尽力により、いずれも平成17年から18年連続で減少させることができました。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で奪われていることに変わりなく、中でも高齢者が関係する交通事故の防止が喫緊の課題となります。

大分県警察では、「交通事故死者数過去最少」を業務目標に掲げ、交通事故発生状況を的確に把握・分析し、その上で、交通事故発生時における被害軽減のための速度抑制を図る活動や、交通事故多発交差点における「見せる・見える・呼びかける」活動、関係機関・団体と連携した交通安全活動を推進しております。

交通事故のない、安全で安心して暮らせる大分県を実現するためには、県民一人ひとりの交通安全意識の向上が必要不可欠であり、交通安全活動の中核として大きな社会貢献をされている一般社団法人大分県安全運転管理協議会及び県下約四二〇〇の安全運転管理者選任事業所の皆様方の取組や活動が極めて重要であると考えています。

交通事故による死者を一人でも少なく、交通事故の発生を一件でも少なくするため、今後も皆様方との緊密な連携のもと、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人大分県安全運転管理協議会及び安全運転管理者選任事業所の今後ますますの御発展と会員皆様方の御健勝と御多幸を心より御祈念申し上げます

▼　事故につながるこんな錯覚に注意

遠くにいるように見える二輪車

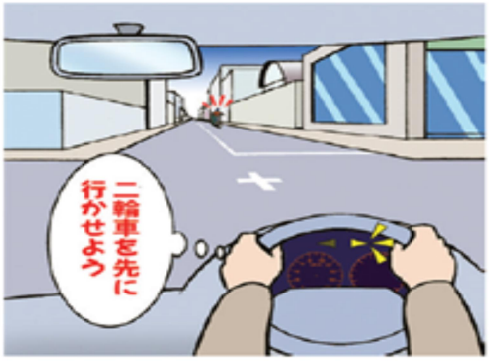

二輪車は車体が小さいことから、実際よりも遠くにいるように錯覚しがちです。また、スピードも正確に把握することが難しいため、交差点で対向直進二輪車がいるにもかかわらず、先に曲がれると誤った判断をして右折を開始してしまい衝突するケースがあります。

右折時、対向車線に二輪車を見つけたときは、無理に右折せず二輪車の通過を待ってから右折しましょう。

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

酒酔い運転※1

行政処分

- 基礎点数…35点
- 免許取消し…欠格期間3年※2※3

罰　則

運転者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
※2… 前歴及びその他の累積点数がない場合。
※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。

酒気帯び運転

行政処分

●呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満
- 基礎点数…13点
- 免許停止…期間90日※2

●呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上
- 基礎点数…25点
- 免許取消し…欠格期間2年※2※3

罰　則

運転者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

LAW 1 安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。
自動車の使用者は、一定台数※以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。
※ 乗車定員11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は、0.5台として計算）

LAW 2 罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。

改正前	選任義務違反、公安委員会による解任命令違反…	5万円以下の罰金
	選任届出義務違反…	2万円以下の罰金又は科料
改正後	選任義務違反、公安委員会による解任命令違反…	50万円以下の罰金
	選任届出義務違反…	5万円以下の罰金

LAW 3 アルコールチェックの拡充

道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。
（令和4年4月1日施行）
- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

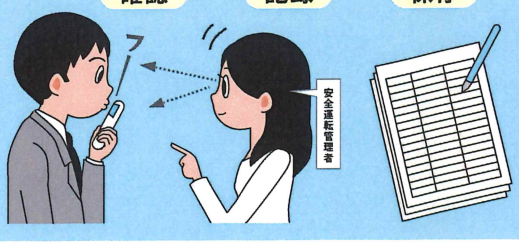

※警察庁資料から引用

危機管理意識を高めよう

経営者が運転者に過積載を強要 安全運転管理者も選任せず、重大事故を招く

事例の概要

○月×日、自転車に乗った女性が土砂を運搬するダンプカーにはねられ、死亡する事故が発生した。事故当時、ダンプカーは過積載の状態であった。

その後、警察の捜査により、ダンプカーの運転者が勤務する会社では、安全運転管理者を選任しなければならないにもかかわらず、選任していなかったことが判明した。くわえて、常習的に過積載を運転者に指示していたことや、過積載での運行を受け入れることを運転者の雇用時に求めていたことも発覚した。

これらを受けて、警察は会社と経営者の男性を道路交通法違反（過積載の下命、安全運転管理者選任義務違反）の疑いで書類送検した。

この事例の問題点

①会社の利益を第一に考え、運転者に過積載の状態で運転することを強要し、重大事故を招いた。

②法律で義務付けられた安全運転管理者を任命しておらず、社内の安全管理体制がないがしろにされていた。

※この事例の問題点は、編集部の推定によって提起したものです。

管理上の対策

★会社の利益のために、運転者に過積載を命じるなど言語道断。取引業者との運賃交渉や事業計画の見直し等を行い、安全運行を確保する。

★安全運転管理者の選任はもちろん、定められた業務を確実に行い、社内に安全第一の意識を醸成する。

※企業開発センター交通問題研究室発行「月刊自動車管理」から引用

交通事故当事者の痛恨の手記

「ルールを守ることの大切さ」

S・N　会社員（50歳代）

「ごめんなさい、ごめんなさい、ごめんなさい」ある日を境に、そう心の中で叫び謝り続け、後悔の念にとらわれている自分がいます。

ある日とは、私が人として絶対にやってはいけない、人の命を奪った日のことです。

それは突然やってきました、というよりそれは必然だったのかも知れません。

平成29年のある日の午後8時過ぎ、私は仕事を終え家に帰るところでした。前日は忙しく、明日も仕事が忙しくなることが分かっていたことから、「今日は買い物を済ませたら早く帰って休もう」と、そればかりを考え、周りに注意を払うことを怠っていました。

そのため交差点に差しかかった時も、手前で信号が黄色であるのを確認したにもかかわらず、「大丈夫、抜けられる」と自分勝手な判断をして、その先を横断していた被害者の方を撥ねてしまいました。

「ドン」という音がしてフロントガラスが割れたので、「大変なことをしてしまった」と思い、直ぐに車をその場に停めました。

そして、被害者のもとに駆け寄り、抱きかかえるようにしながら救急車が来るのを待ちましたが、その途中、私の腕の中で被害者の方の息が無くなっていくのを、今でも忘れることが出来ません。

私はその後、明け方まで警察署で事情聴取を受け、その途中で被害者の方が亡くなられたことを知らされました。被害者の方は自分の息子よりも若い20歳の青年でした。

その後は頭の中が真っ白になり、警察の方の話しも頭に入らない状態になりました。

私はその日のうちに被害者の御両親に謝罪して、通夜と告別式に参列させていただくことが出来ました。

葬儀場で花に囲まれた遺影を目の当たりにした時、心臓をえぐり取られるくらいの胸の苦しみと自分が犯した罪の大きさに涙が止まらず、霊柩車を見送る時はその姿が見えなくなっても、その場で土下座をして頭を下げ続けることしか出来ませんでした。

この事故が原因で勤めていた会社は解雇になりました。裁判が始まるまで1年半程かかりましたが、その間に運転免許証は取り消され、定職にも就けず、アルバイトで生計を立てるといった生活が続きました。自分勝手な判断による過ちが、一瞬にして人生を暗転させるということを教えられました。

1年半後の裁判において、過失運転致死罪で禁錮2年の判決を受けました。人の命を奪ってしまった罪の重さに比べ、刑期は短いと思いますが、その時の裁判官に「自分のしたことの重大さを受け止め、被害に遭われた方のことを忘れず、しっかり反省し自分を見つめ直す時間を与えます。2年という期間はそういう時間にして下さい」という言葉をいただき、今でも深く心に受け止めています。

私は、現在、市原刑務所で受刑生活を送っていますが、過ちを反省するとともに自分の人生を振り返った時に、「これまでの自分の行動はどうだったか」と問うと、これといった大きな挫折もなく調子に乗って、自分勝手で自由に生きてきたのかも知れません。

そんな中で、いつしか自分は失敗しない、交通事故を起こすはずがない、といった過信から、自分に都合よく生きてきたことに気付かされました。しかし、実際は運転免許を取って30年余り、たまたま何事も無かったというだけのことで、いつ事件や事故を起こしてもおかしくなかったことが分かりました。そういう意味で、最初にこの事故は「必然だったのかも知れない」と言ったのです。私は社会のルールや交通ルールを無視してきました。スポーツやゲームにもルールがあります。ルールがあるからこそ試合が成立するし、楽しく観戦することも出来るのです。

ルールを無視しては何事も成り立ちません。ましてや、人として社会のルールや交通ルールを無視することは、他人を傷つけ、迷惑を掛けることになるので、決してやってはいけないことです。

事故を起こした日を境に、私の残りの人生は、被害者の方への謝罪と御遺族への償い、そして自分が犯した罪への反省の日々だと思っています。どんな謝罪や償いをしたところで、決して許しを得られるとは思っていません。しかし、これまでの生活を見直し改めることで、再び同じ過ちを繰り返すことなく、社会の一員として生きていくこと。そして、人として恥ずかしくない行動をとることが、被害者に対して私が果たす最低限の責任だと思っています。

最後になりますが、私のしたことは単なる交通事故ではなく、人災によって死に至らしめた殺人と同じ行為だと思っています。私は被害者の方から誕生日を奪い、そのかわりに命日を作ってしまいました。この事実を一生忘れることなく、反省と償いの気持ちを持って生きて行こうと思っています。

※「購いの日々」から引用

歩行者を危険にさらすこんな運転は厳禁！

歩行者を保護することは、ドライバーの責務です。歩行者を危険にさらす以下の行為は厳禁です。

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者の横断を優先させなければなりません。

路外施設に出入りするために歩道を通過するときは、その手前で一時停止して、歩行者の通行を妨げないようにしてください。

横断歩道を渡る歩行者に対してジリジリ接近して横断を急かすドライバーがいます。横断歩行者がいるときは、停止して歩行者の横断を妨げないようにしてください。

車道と歩道の区別のない狭い道路などで、歩行者の側方を通過するときは、十分な側方間隔を保って走行しましょう。側方間隔が保てないときは、徐行する必要があります。

※企業開発センター交通問題研究室発行「月刊自動車管理」から引用

無事故・無違反コンテストで高額商品をゲットしませんか！

当協議会が行っています無事故・無違反コンテスト「豊の国セーフティーチャレンジ2023」は、５名でチームを組み、100日間の無事故・無違反を目指すコンテストです。

令和６年１月に抽選を行い、無事故・無違反の審査を行った後、翌２月に当選チームをホームページ上で発表します。

最高商品はチーム５人に一人ずつ５万円相当の旅行券（合計２５万円相当）です。

その他にも３等まで商品があり、商品総額は、なんと８０万円相当となります。

参加料は無料、安全運転管理者選任事業所の従業員であれば参加できます。(条件あり)

安全運転意識の高揚につながりますので、是非、参加をお願いします。

１　応募・実施期間

(1)　応募期間　令和５年８月１日（火）から同年９月20日（水）まで

(2)　実施期間　令和５年９月21日（木）から同年12月29日（金）までの100日間

２　参加条件

・　運転免許を有していること。

・　大分県内に事業所を置く安全運転管理者選任事業所の従業員であること。

・　１チーム５名編成とすること。

３　応募要領

所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ押印し、大分県安全運転管理協議会又は県下警察署交通課に郵送または持参してください。

詳しくは、大分県安全運転管理協議会のホームページをご覧ください。

※　申込書の押印欄には必ず押印をお願いします。

今年度は安全運転管理者講習を実施！

令和５年度の安全運転管理者等講習の日程は、当協議会ホームページに掲載しています。今年度も新型コロナウィルス感染拡大防止のため、会場の人数制限が設けられています。指定された日時・場所での受講をよろしくお願いします。

また、オンライン講習も１２月６・７・８日の３日間実施予定で、オンラインでの事前受付も既に開始しています。詳細については当協議会ホームページをご覧ください。

（令和 4年 12 月 31 日 現在）

	令和４年				令和３年				前年対比				負傷者数
	件数	死者	負傷者	重傷	件数	死者	負傷者	重傷	件数	死者	負傷者	重傷	前年比
大分中央	718	5	841	62	764	6	889	74	−46	−1	−48	−12	−5.4%
大分東	298	3	368	10	261	6	310	26	37	−3	58	−16	18.7%
大分南	282	5	361	32	267	3	319	18	15	2	42	14	13.2%
別府	222	2	285	32	296	3	368	37	−74	−1	−83	−5	−22.6%
杵築日出	95	3	118	13	74	1	91	8	21	2	27	5	29.7%
国東	19	1	25	3	32	0	36	8	−13	1	−11	−5	−30.6%
豊後高田	32	5	33	4	27	2	28	5	5	3	5	−1	17.9%
宇佐	119	0	169	9	123	1	164	7	−4	−1	5	2	3.0%
中津	139	2	168	15	143	0	171	9	−4	2	−3	6	−1.8%
玖珠	36	2	53	5	32	5	40	7	4	−3	13	−2	32.5%
日田	91	1	115	18	88	4	95	19	3	−3	20	−1	21.1%
竹田	14	0	20	2	21	0	24	4	−7	0	−4	−2	−16.7%
豊後大野	30	1	37	7	42	4	49	8	−12	−3	−12	−1	−24.5%
佐伯	84	2	99	10	85	0	104	13	−1	2	−5	−3	−4.8%
臼杵津久見	73	0	85	10	89	1	121	11	−16	−1	−36	−1	−29.8%
高速隊	19	0	27	3	16	0	23	0	3	0	4	3	17.4%
合計	2,271	32	2,804	235	2,360	36	2,832	254	−89	−4	−28	−19	−1.0%

※件数は、物件事故を除く

令和4年度 栄えある受賞者

一　全日本交通安全協会長表彰

1　優良事業所
株式会社松村硝子店（大分中央地区）
2　優良安全運転管理協議会
臼杵地区安全運転管理協議会

二　九州交通安全協会長表彰

1　優良事業赭
有限会社インテリア・ナカマチ（大分中央地区）
2　優良安全運転管理者
有限会社大分ディナーサービス（大分中央地区）
大久保　章文
3　優良職員
大分県安全運転管理協議会　大野文子

三　県表彰

大分県警察本部長・大分県安全運転管理協議会長表彰

1　優良事業所
○　大分中央地区協議会
・　大分トヨペット株式会社
・　株式会社大分ホールサービス
・　株式会社大分ワコー
・　柴田商事株式会社
・　株式会社福岡大洋工芸大分営業所
・　株式会社らいざん堂
○　日出地区協議会
・　社会福祉法人太陽の家
指定障害者支援施設ゆうわ
○　杵築地区協議会
・　有限会社大田建設
○　豊後大野地区協議会
・　社会福祉法人
豊後大野市社会福祉協議会

2　優良安全運転管理者
○　大分中央地区協議会
・　学校法人後藤学園認定こども園
ごとう幼稚園　朝来野早苗
・　沿海開発工業株式会社
小野　隆
・　東京エレクトロンFE株式会社
大分ステーション　小坂　正典
・　株式会社エイビス　鶴原　信尚
・　有限会社インテリア・ナカマチ
仲町　美奈
・　旭計装株式会社　西村　一恵
○　日出地区協議会
・　社会福祉法人暘谷福祉会
藤井　好幸

3　無事故・無違反コンテスト参加募集活動優秀
津久見市安全運転管理協議会
大分東地区安全運転管理協議会
日出地区安全運転管理協議会

四　大分県警察本部長表彰
○　感謝状（交通事故抑止功労）
大分県安全運転管理協議会

受賞おめでとうございます

一般社団法人 大分県安全運転管理協議会役員一同

会長　福田　寛　大分中央地区会長
副会長　山名　義弘　別府地区会長
副会長　足立　久　臼杵地区会長
社員　尾崎　啓太　大分東地区会長
社員　渕野二三世　大分南地区会長
社員　上野　公則　日出地区会長
社員　麻植　博文　杵築地区会長
社員　亀井　高法　国東地区会長
社員　辛山　孝広　高田地区会長
社員　米田　智之　宇佐地区会長
社員　副田　正裕　中津地区会長
社員　熊谷　光顕　玖珠地区会長
社員　三浦　基算　日田地区会長
社員　都築　員守　竹田地区会長
社員　髙倉　健一　豊後大野地区会長
社員　坂江　摩己　佐伯地区会長
社員（未定）　津久見市会長
社員　筒井　啓祐　（公財）大分県交通安全協会専務理事
社員　二宮　修治　（一社）大分県自家用自動車協会専務理事
監事　安部　正一　別府地区副会長
専務理事兼事務局長　坂梨　克宣